⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なった入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明資料による。
5　Summary
⑴　Contracting entity : Syotaro Ogawa, Chief of the Accounting Section, Central Air Base Group, Japan Air Self Defense Force.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Identification card with IC of Japan Air Self Defense Force (for officer) and other items.
⑷　Delivery period : As shown in the tender document.
⑸　Advertisement for another bid in the future : Not expected.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under article 70 of the cabinet order concerning the budget, auditing and accounting. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under article 71 of the cabinet order concerning the budget, auditing and accounting.
③　Have grade A, B, C or D on “Manufacture of products” in the Kanto and Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Defense (Single-qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.
⑺　Time limit for tender : 05 : 00 PM, 11 November, 2020 ; 01 : 30 PM, 12 November, 2020 in case of by hand
⑻　Contact point for the notice : Shigeru Ota, Contract Unit Accounting Section, Central Air Base Group, Japan Air Self Defense Force, Ministry of Defense, 5―1 Ichigaya honmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8804 Japan TEL 03―3268―3111 ext. 67028

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年９月18日
支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　森田　治男
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34
1　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　海上自衛隊呉史料館建設維持管理運営事業
⑶　事業場所　広島県呉市宝町５―32
⑷　事業内容　本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業として、総合評価の結果、落札者とされた者が、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が落札者とされた者の提案に基づき、本事業を実施するものとし以下の業務を行う。
事業を実施する主体として選定された民間事業者（以下「選定事業者」という。）の業務範囲は以下のとおりである。
１）選定事業者の業務範囲
①　展示物等更新業務
ア　史料館施設の改修企画業務
イ　設備改修企画業務
ウ　展示用潜水艦の改修企画業務
エ　常設展示の改修企画業務
オ　ア～エに掲げる業務に係る調査・計画業務
カ　ア～エに掲げる業務に係る業務履行監理業務
キ　ア～エに掲げる業務に係る各種申請等の業務
ク　その他これらを実施する上で必要な関連業務
②　維持管理業務
ア　史料館施設に係る維持管理業務（建築）
イ　史料館施設に係る維持管理業務（設備）
ウ　清掃業務
エ　外構の保守点検業務
オ　警備業務（巡回及び機械警備）
カ　展示用潜水艦の維持管理業務（展示用潜水艦の清掃及び内部点検）
キ　その他これらを実施する上で必要な関連業務
③　運営業務
ア　常設展示業務（常設展示保守及び更新等）
イ　企画展示業務
ウ　資料の整理・保存業務
エ　館内案内業務
オ　広報業務
カ　総務業務
キ　イベント実施業務（来場者500万人・600万人及び700万人到達イベント等）
ク　屋外施設開放業務
ケ　制服試着体験業務
コ　その他これらを実施する上で必要な関連業務
⑸　事業期間　契約締結日から令和10年３月31日まで
2　入札参加資格
⑴　入札参加者の構成に関する要件　入札参加者の構成に関する要件は、以下のとおりとする。
１）入札参加者は、１⑷１）に掲げる業務を実施することなどを予定する単体企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成される法人格のない共同企業体（以下「入札参加グループ」という。）であること。
２）入札参加グループを構成する企業（以下「構成員」という。）は、構成員Ⓐ、構成員Ⓑ又は構成員Ⓒのいずれかとし、各構成員の定義は、以下のとおりとする（なお、入札参加企業又は入札参加グループが落札者として決定された後に、本事業を実施するために株式会社として設立する特別目的会社（Special Purpose Company）を、以下「ＳＰＣ」という。）。
構成員Ⓐ　ＳＰＣから直接に業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業
構成員Ⓑ　ＳＰＣから直接に業務の受託・請負はしないが、ＳＰＣに出資する企業
構成員Ⓒ　ＳＰＣから直接に業務の受託・請負をするが、ＳＰＣには出資しない企業
※入札参加企業は、構成員Ⓐとなる。
３）入札参加グループは、入札に当たり、各構成員が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、構成員Ⓐの中から一社を代表企業として定め、当該代表企業が入札手続を行うこととする。
４）ＳＰＣから、１⑷１）に掲げる業務を直接に受託・請負をする企業は、構成員Ⓐ又は構成員Ⓒのいずれかの形で入札参加グループに参加すること。
５）４）の規定にかかわらず、２⑸に示す運営業務を実施する企業のうち少なくとも一社は、構成員Ⓐとして入札参加グループに参加すること。
６）落札者として選定された入札参加企業又は入札参加グループは、本事業を実施するためにＳＰＣを設立すること。
７）入札参加グループの代表企業の出資比率（議決権割合を基準として算定する。以下同じ。）は、出資者中最大とする。また、代表企業を含む構成員Ⓐの出資比率の合計は、50％を超えるものとする。
８）入札参加企業及び入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員になることはできない。
９）入札参加グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（２⑵～⑸に定める要件を満たさなくなった場合を除く。）は、国と協議を行うこととし、協議の結果、国が妥当